

中世の北海道について

新城, 常三

<https://doi.org/10.15017/2244163>

出版情報 : 史淵. 97, pp. 69-82, 1966-12-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



中世の北海道について

新城 常三

1

日本史の古代・中世に当る十六世紀以前の北海道史の研究に、手を染めようとする場合、まず最初に困惑を感じるのは歴史学研究の根幹的な手段である文献の極度の貧困であらう。その主要な原因の二つは、北海道の先住民族であるアイヌが文字を知らぬ為にわれわれに文献的史料を残してくれないことである。

彼等アイヌの口誦文学であるユーカラが、偉大な文学的価値を有するだけでなく、過去に於けるある期間の彼等の心的・物的生活を反映した貴重な遺産であることは否定できないまでも、その中から彼等の社会と生活との長期に亘る時間的推移を汲みとることは、凡そ不可能であらう。

和人の北海道渡来は、後述の如く、既に、十三世紀鎌倉前期頃には確証づけられるが、その初期の渡来者には、漂流者・流罪者などが多く、彼等は到底北海道建設への積極的意欲も能力ももたず、もちろん彼等自身の手になる記録は遺されていない。和人が北海道の歴史に参加し、自らの地歩を築きあげるのは、南北朝時代以降、奥羽地方に於ける豪族・領主等の対立、抗争に際し、その政治的敗北者が、集団的に北海道に逃避して以来のことであらう。すなわち安東氏を先縦として、奥羽豪族の渡来するものが多く、これ以後和人勢力は北海道の一角に徐々に築かれ、やがて近世松前藩の形成を導

びくに至るのである。

彼等豪族の間に家譜その他の記録が作成されたことは予想されるところであり、それがやがて江戸時代初期、正保三年（一、六四八）松前藩主松前景広が編纂した『新権之記録』の典拠となつたものであらう。しかしその原拠の一つとして今日見出されぬのは、まことに遺憾である。

このように北海道内に伝来される中世の文書、記録は、今の処全く皆無である。文献として強いて挙ぐるならば、わずかな金石文があるにすぎない。例えば函館市大町からでた南北朝期貞治六年（一、三六七）の阿弥陀碑や、渡島亀田郡銭亀村字石崎より発掘された永享十一年（一、四三九）銘の鋸口などがそれである。（新撰北海道史二ノ三五ノ三七頁地名は旧地名）しかしそれとても、共に果して当時のものであるかは、多分に疑問があり、十分な信拠には足りないものであり、したがって道内金石文にもまた、殆んど期待をかけることができないのである。

このように、中世北海道史に関する道内文献は、殆んど欠如にも近いのであるが、その欠如を補うように、その他の発掘された遺物・遺蹟は比較的豊富である。日本史一般に於て、考古学的遺物・遺蹟は、すでに古代史も早く六、七世紀頃までの研究に、その大方の使命を果し終えているのであるが、北海道史では、降つて中世さらには近世までも、時には文献に優越して、その解明に役立つており、今後の遺物・遺蹟の発見、発掘の如何に、中世北海道史研究の成否の一端が懸つているといえよう。しかしながら一般に、遺物・遺蹟の史料的価値には、一定の限界があり、到底多面的な歴史の歩みの解明に役立つものではない。

こゝに北海道中世史研究の爲には、道内から転じて、本州側の文献発掘が、最後のきめ手とならう。従来北海道関係の本州側史料としては、古く日本書紀の神代巻を始めとして、奈良、平安時代を通じ、三、四紹介されている。当時日本の国

家権力と北海道との間には、そこばくかの政治的關係があつたが、平安初期その關係の断絶以來、しぜん本州側文献から北海道は全く忘却去られるに至つたのである。北海道に関する文献史料は、中世に入り再び散見されるが、その絶対量は極度に貧困であり、かつそれが含む内容もまた、それ程豊饒ではない。したがつて、現在段階に於て、体系的な中世北海道史を構成することは、凡そ不可能であり、その限られた一面を、しかも極めてあいまいな姿で捉えることで、一応満足せねばならない。

しかし乍、従来中世北海道史の研究が皆無であつた訳ではない。とくに昭和十二年刊の新撰北海道史第二卷に含まれたこの部分は、今尚高い価値を有している。しかし江戸時代編纂の「新羅之記録」など後世史料や伝來に基づく敘述が中心とならざるを得ず再検討を要する面が少なくない。同書引用の確実史料や、稿者採集の新史料を駆使して、中世北海道史を一步前進させたいというのが、本稿執筆の眼目である。

2

古代末、中央政府との關係断絶後も、少なくとも北奥羽と北海道との間に、經濟的交流その他の交通關係が、不斷に存続していたことは、容易に想像されるところである。

文治五年（一、一八九）頼朝の討伐をうけた平泉の藤原泰衡は北海道夷狄島への逃亡を目論んで、途中敗死したが、（吾妻鏡文治五年九月三日）輩下の逃亡者は少なくなかつたようである。これは北海道と奥州とのある程度の交通關係の存在を前提として考えられるところである。

しかるに、平泉藤原氏の滅亡を機とする鎌倉幕府勢力の北上により、北海道もしだいに何らかの意味で幕府と公的に接

触するようになり、爾後北海道史は、断続なく日本史の一隅にその存在を主張するようになった。それならば北海道は、如何なる役割を荷つて、日本史の舞台上に登場したのであろうか。文献的にはまづ北海道は、犯罪者の流刑地として、中世に再び現れるのである。

新編追加（一五〇条）に年月不詳であるが、流罪の国々が挙げられている。始めに、延喜式規定の遠流・中流・近流の十ヶ国を挙げ、最後に「此外近代遣国々」として、上総、下総、陸奥、越後、出雲、周防、阿波の七国を記している。

幕府の流罪の国は、「延喜式」の十ヶ国にその後の七ヶ国を加えた計十七ヶ国であらうが、この外、寛喜三年（一、二三一）には強盜・殺害人の余党に対する鎮西流罪の規定がある。（吾妻鏡寛喜三年四月廿一日）

さらにこの外北海道に夷島が、これらの明文には洩れているが、これまた新たな流刑地であつた。鎌倉初期建保四年（一二二六）京都東寺の舍利、靈宝等を盗み取つた凶徒以下強盜海賊等五十数名を夷島（北海道）に流謫の罪に処したのはその初見であるが（吾妻鏡建保四年六月十四日）その後建長三年（一二五四）評定衆は、讃岐海賊の張本人を関東に召し下し、夷島に

流刑するよう議している。（吾妻鏡建長三年九月廿日）

管見に於て夷島流謫の実例は以上の二例に留まるのであり、共に強盜、海賊の類であることに注意される。しかしその後、二十余年建治三年（一二七七）の薩摩入来院渋谷定弘経重の置文がある。その内容は明瞭を欠くものがあるが、大体次のようなものと解される（入來文書所收入）彼は子重員、頼重の両名を故あつて勘当したが、依然行跡改まらず、しかも未だ勘当を許さぬに、許されたと称して、はやすめの家に打入つて狼籍をなした。かゝる奴であるから、自分（定弘）の臨終でも迫つた時には、來つて勘当を許されたいと言ひ兼ねない。万一そんな事態にでも立至つたならば、自分は憎惡の余り、死後地獄に墮ちること必定である。そうならば、いっそのこと子細を神に願つて、兩人を硫黄島なり、夷島なりに流し

て了う……というものであつた。夷島流罪の事實は、人々の間に広汎に、知られていたと観るべきであろう。

南方硫黄島が鎌倉時代以前より流刑地であることは、鹿ヶ谷事件の俊寛を俟つまでもない。南のさい果て硫黄島に対し夷島が、幕府の流刑地とされたのは、その前提として、夷島が何らかの意味に於て、幕府権力と接触をもち、その行政圏に編入された事實が存在せねばならぬであらう。流罪は、国家の中心部より可及的に遠隔地に移転せしめ、社会から隔絶し切実な望郷の念と孤独感、寂寥感にさいなませるのが、刑罰として意図するところであらう。律令の刑制に於て、流罪の場合、近流・中流・遠流とそれぞれ、罪の軽重に応じて距離を伸張したのは、その現れである。従つて重い流罪地域は国家行政圏の最外郭地域となり易い。世界史的に観ても、帝政ロシア時代のシベリヤ、前世紀英国に対するオーストラリアの立場がそうである。延喜式（二十九刑部省）に於て遠流の国は、伊豆、安房、常陸、佐渡、隠岐、土佐の六国である。北は常陸、南は土佐を限界とする。

少なくとも常陸は当時国家権力の最北限に近い。したがつて国家支配圏の拡大に伴い、流罪地域は、より遠隔地に押しやられる傾向が強い。律令規定にない硫黄島が平安時代流罪の最重刑地となつたのもその例であるが、北方では『新編追加』が『近代遺す国々』として、陸奥を加えており更に、北海道へと延長さるるに至り北海道は、流刑地のさい果ての地として、強盜、海賊中最も凶惡な犯罪者が流されたようである。
（中世法制史料
一ノ七〇五）

北海道に於ける流人の生活が如何なるものであつたかは、皆目窺うすべもない。更にロシアでもイギリスでも流罪は刑罰としての外、開発という国家の経済政策に應えるものがあつた。しかし北海道への流刑に幕府が開発を考慮したとは観られず、したがつて流刑人は、北海道の進歩に何らの役割も果たすに至つていないであらう。更に、『金沢文庫古文書』

(N¹38) に、文保二年（一、三一八）五月北条高時が、蝦夷の静謐に就いて称名寺祈禱の法驗を謝した書状が残されてい

る。蝦夷は夷島に相違なく、北海道に叛乱があつたことは事実であるが、傍證を欠き、その具体的内容と幕府の行動は全く不明である。こゝにも幕府と北海道との政治的なかゝり合いが窺われる、その二年後、元応二年蝦夷の蜂起再発し、容易に収まらず、正中二年（一三二五）北条九代記（下）は安藤又太郎を改め、五郎三郎を代官職に補したとあるから歴代安藤氏が夷島の宰領に當つていたものと解されるが、その具体的支配形態等は、到底把握しがたい。

3

鎌倉時代に於て流罪人以外には和人の夷島定住者は極めて稀であつたであろう。しかるにその後、室町期はじめ十五世紀出羽安東氏などの政治的敗北者が集団的に移住し、蝦夷地の一角を占居するようになって、（新撰北海道史 二ノ四四頁）和人の定住者もようやくその数を増した。こゝに和人による開拓の手が染められ、生産力も上昇したに相違なく、本州との経済的交流も漸次活況を呈するに至つたであろう。北海道現在の三大大水産物である鮭、昆布、にしん等は、古くから見られるものであるが、これらの水産物等を介して、比較的近い奥州北部との間に、経済的交渉が、永い間存在していたことは、十分推量されるところである。

これを語る文献にやゝ降るが、延文元年（一三五六）の「諏訪大明神絵詞」の一節がある。それによれば、本州より北海道に渡り、大半その西南部に居住していたと解される熟蝦夷（渡党の多くが、奥州津軽外ヶ浜に往来、交易すとあるのである。絵詞（縁起の性質上、全幅的な信頼をこゝに懸け得ないとしても、北海道と本州北部との経済的交流はかなり古くから開始されていたに相違ない。中世、鎌倉幕府の政治的影響が、北海道に加わるに伴い、北海道と奥州北部との関係は、更に本州の内郎、関東、近畿地方にまで拡大するに至つたであろう。

その時期は、もちろん明確ではないが、南北朝合一後間もなく成立したと考えられている（千四百年頃）『庭訓往来』が諸国の名産を列挙した中に、北海道の昆布と鮭とを掲げたのが、注意される。当時中央の知識人がこの北海道の銘産を記録したのは、事実彼等の食膳に上つていたことを意味しないまでも、昆布と鮭が既に何らかの意味で、北海道の食糧資源として周知されていた為であろう。

そしてここに至るまでには、更にこれよりかなりさか上つて、北海道と中央又は関東との間に経済的交渉が、開始されている事を推測させるものがある。これを裏書きするような一つの事件があつた。

すなわち、正和年間（一三一〇年代）津軽から大量の鮭を積んだ十一隻の船団が、日本海を下り京都に向つてゐる例がある。（大乘院文書）鮭は当時信濃川等でも採取されていたから、津軽附近のものと解しても誤りはない。しかし乍、前述の如く、これより後、一四〇〇年頃『庭訓往来』には、鮭の主産地として北海道を挙げているのであるから、この鮭の一部が、北海道産であるとの公算も考えられよう。若しもこのことが承認さるゝとするならば、既に鎌倉時代に於て北海道は単なる流刑地としての非生産的地域に止どまらずし水産物の中央移出により、すでに日本経済の一環に編みこまれつゝあつたといえよう。

鮭と並ぶ北海道の水産物昆布はどうであろうか。『庭訓往来』は宇賀昆布を挙げているが、宇賀は北海道渡島国亀田郡銭亀村ウング川地方に当り、現在なお昆布の多産地として名高い。

昆布の産地の大半は、温帯の亜寒帯に近い辺りで、日本近海では、現在太平洋岸でせいぜい、福島県、宮城県以北、日本海岸で、秋田、青森両県以北に限られ、とくに北海道周辺がその主産地である、この昆布の産出区域は、かなり以前より殆んど変化なく、一〇世紀初頭の延喜式によるも、昆布を貢納する国は陸奥一国にすぎなかった。この後北海道と本州

との間に、経済的接觸が進展するにつれて、北海道昆布が、本州に移入され、*「庭訓往来」*が、昆布の産地として、字賀を挙げたことよりすれば、すでに十五世紀前後には、北海道昆布は、陸奥を凌ぐものがあつたのであろう。

私たちが、中世北海道史の史料蒐集に際し、北海道を直接明示する関係史料のみに限定するならば、その絶対量の極度の貧困さからして、その労に比し、その効の余りの乏しさに絶望せざるを得ない。このような場合、直接史料の欠を補うべく、傍証史料の最大限の活用が希ましい。昆布の生産区域の限定性と、昆布産業に於ける中世北海史の優越性を理解するとき、一般的な昆布史料の集積は、中世北海道経済史の解明にある程度、接近しうるであらう。

北海道昆布史料は、その後久しく杳としてその姿を見せぬが、室町中末、近衛尚通の日記*「後法成寺尚通公記」*（永正十六年（一、五一九）四月七日条の次の記事が注意される。

……本満寺僧エソへ渡、昆布一束五十、夷筵一枚進上

これは日蓮宗の一本山京都本満寺の一僧侶が、エソ＝北海道に渡り、やがて帰京、その最も有力な檀家である近衛尚通に、昆布并に夷筵を土産として贈つたのである。

この夷筵とは、現在キナと呼ばれるもの、がま、その他の草で編んだ日本のござ様のものである。このキナはアイヌが敷物、壁かけ、風除けなどに使用する外、かつて旅行にはテントの役割まで果たすなど、用途のきわめて広いものである。本満寺僧侶のその入手経路が、アイヌ直接か、和人を仲介とするものか明らかでないとしても、エキゾチックなものの好奇心が彼をしてはるばる京都までこれを携行せしめたものであろう。

彼が、夷筵と共に昆布を土産としたのは、昆布がきわめて貴重視されていたことを物語っている。一般に昆布が、本州側の史料に、比較的頻見されるのは、この前後、室町中期以降のようである。これより二十年ほど前の文明年間には、連

歌師宗祇と薩摩福昌寺僧侶の間に、昆布百切の贈答があり（薩藩旧記）また、永正七年（一、五一〇）公卿の三条西実隆が、京都曇花院より昆布を贈られ……長さ三丈余りなり、目を驚かすものなり……と記している。（実隆公記永正七年二月五日）などは、先の近衛尚通の例と相俟つて、昆布が当時、貴族などの贈答品として、いたく珍重視されていたことを示すものがある。

しかも三丈という長丈な昆布は北海道沿岸産の公算が高いのである。しかし乍、これらの事実は、昆布が、当時、単なる贈答品から、さらに広汎な商品化の段階に進んでいたことを否定するものではない。狂言記によれば、北陸地方から昆布が年貢として、莊園領主の手許まで運ばれ、また若狭小浜の昆布商が、毎年、京都に行商したなど、昆布は商品化されている。室町末、小浜、北海道間の船舶往来が行われている点より考慮しても、これらの昆布の大半が、北海道産によつて占められていると見るべきではないだろうか。江戸初期の伝承乍ら小浜に松前屋という昆布屋があって、召の昆布として將軍義政などに、賞味されたと伝えられている。（山名文書）

4

南北朝期以降、和人の渡道と定住とが、ようやく顯著となるに伴い、彼等が従来精神的支柱として信奉していた神々をそれぞれ新たな天地に勧請・建立したことは、一般通例より推して疑ない。中世に於ける勧請神社として“新撰北海道史”（二ノ六九頁）は、十二社を掲げているが、その大半が典拠不明で、俄かに信じ難い。しかし中に八幡宮・熊野権現・羽黒宮など武士や東北地方に由縁深い神社も含まれており、もちろんその全てを抹消することはできない。

さらに神社とともに寺院の建立も、彼等武士の渡道に伴い実現しつゝあつたであろう。こゝでも“新撰北海道史”は十一ヶ寺を挙げているが、一、二を除いては確証を得られない。しかしながら、南北朝期及び室町期初頭など比較的初期に渡

道した和人の寺院は、天台宗・真言宗等の旧仏教寺院であろう。一般論として、当時、渡道和人の出自地域たる北奥羽地方には、鎌倉仏教は、まだ殆んど伝播、滲透を見ないからである。

鎌倉時代の新興仏教六宗派中、貴族層、有力武士層に積極的な進出を試みた宗派は別として、一般農墾民層、庶民層を主たる支持層とした宗派に於ては、永くその開展は希めず、室町時代に入り、庶民層の社会的、経済的成長に伴い、ようやく發展を遂ぐるに至つた。

下級農民層を基盤とする浄土真宗、新興都市市民を有力な支持者とする日蓮宗などが、その双壁で、何れも室町中期以降、その教線を著しく拡大した。このように教線の拡大に熱情を燃やした新興仏教僧侶が、やがて本州を越えて北海道にまではるばる伝道の足を伸したのは、興味深い現象であり、当該宗派の發展史に輝しい一頁を副えるものでなければならぬ。

アイヌが伝統的な民族信仰に固執し、近年まで他宗教の受容を頑強に拒んだ事実からも、彼等僧侶の渡道とアイヌとの関係は悲観的である。元和四年（一六一八）宣教師として最初に北海道に渡り、後日本に於て殉教したジロラモ・デ・アンジエリスの報告書（児玉作左衛門氏訳）の中にも、エゾ人は神や仏を嫌悪するとも、エゾの中には出家も僧侶もないともある程で、日本の神仏布教は、土人の間に成功せず、もっぱら和人を対象としたものであることは疑ない。

したがつて、室町中末期に於る仏教諸派の北海道進出は、和人の漸増とその勢力發展が前提とならう。さらに鮭、昆布等水産物等の輸送などによる、北海道と若狭小浜、敦賀等の水運関係の存在などが、彼等の北海道布教を可能ならしめたのであらう。

永正四年（一、五〇七）丹波の友松という一僧侶が夷島より帰洛、青蚨半緡を携えて三条西実隆を訪れている

(実隆公記、永正四年五月三日)

のは、確証の一つであるが、友松の宗派を明らかにしない。しかし北海史伝道にもつとも積極的なのは真宗と日蓮宗である。真宗では、蓮如の一弟子弘賢が、文明の初年渡来し、やがて上の国夷浄願寺の創元となつたのは、史実であり、この後三十年文亀元年(一、五〇一)夷島松前津弘賢に与えた蓮如の子実如の方便法身仏の一軸が現存する。

(牧野信之助氏、夷島浄願寺の創元(歴史地理六六)ノ一)及証如上人日記天文十三年七月廿三日外

これが恐らく真宗北海道布教の第一陣であろうが、その後、天文二年(一、

五三三)実如の弟兼俊孫真徳が渡道布教以来、子院各地に建立されたという。

(専念寺系譜前掲牧野氏所引)

浄土真宗の当時の北海道布教は近代以降本願寺の北海道及びアメリカ等の新開地の日本人に、他宗に先んじて布教し確固たる地盤を築いた先縦として興味深い。

次に日蓮宗が挙げられる。従来鎌倉末日蓮の一弟子日持が、蝦夷地布教の先覚者として挙げられるのが通例であるが、

(新撰北海道史二ノ三四頁)

これは義経渡道説同様、とうてい伝説の域を出るものではない。しかしそれにも拘らず、この伝承は中世の日蓮宗と北海道との関係をおる程度、示唆するものとして見逃せない点がある。おそらく室町時代の日蓮宗の盛んな布教活動が、伝承発生の歴史的地盤をなすのであろう。

先述の如き、"後法成寺尚通公記"永正十六年四月七日条の、京都本満寺僧侶のエゾへ渡……の記事が日蓮宗布教の第一陣かどうかは明らかでないにしても、唯一の確証として注意したい。日蓮宗はこのように近衛家などの上層貴族と結合し乍、一方、都市の新興市民層をその有力な社会的基盤としつゝ、この前後から急激にその勢力を伸長しつゝあつたのである。このように日蓮宗の躍進期に際会し、伝道の熱意に燃えて布教の処女地にその足跡を印したのは、日蓮宗諸派の中にあつてもこの本満寺派の進出が、とくに目覚しかつたようである。

この後、いつの年か、本満寺の日尋また渡来して、上の国に法華寺を建立したが、同寺は後、松前氏の帰依を受けて福山

に移転したという。（新撰北海道史
二ノ七五頁）

このように和人の増加、繁衍に伴い彼等と共に、自然的にこの地に扶殖された旧仏教諸派の外に、鎌倉仏教の諸僧が、朔北の地に新たなる救済の手を差し伸べようと数知れぬ困難を克服して布教を実現したのは、わが国伝道史上たぐいなく印象的な現象として高い評価に値しよう。

5

以上の如く、北海道は、鎌倉時代に於ては国家権力の最外廓圈たる流罪地として、わずかにその存在意義を示すにすぎなかつたがその後、和人の渡来により、経済的に宗教的に本州との交流関係が、しだいに進展するに至つた。しかし典拠史料の大半が、中央の縁起、編纂物、記録等で史料としての確度ないし具体性に乏しく、しぜん語られる内容も断片的なものが多く、点と点とを聯いで辛うじて細い糸を引いたにすぎなかつた。国史研究にとり、これらの史料より確度の高い古文書が、こゝ北海道中世に関し、未だ発掘さるゝに至らぬのも、中世北海道史開明の一つの隘路となつてゐる。関研古文書の出現はようやく近世初頭に始まり、これ以来、北海道史の内容は、一段と鮮明、具体化する。その最初のものは、恐らく松前文書の天正十九年（一五九一）豊臣秀吉、同秀次の二通の朱印状であろう。科学としての北海道史は、こゝに新生面を迎えたのである。それは蠣崎（後の松前）慶広が、はじめて上洛し、秀吉に単應及び黄鷹、同じく関白秀次に若角應を献上したのに対する札状である。その内容は、簡単なものであるが、北海道の事実上の領主蠣崎慶広と中央権力の接触の初見であり、前年十八年の北条氏征伐、ついで奥羽諸将から、ついに秀吉の権力が北海道に及んだことを確証させるものでなければならない。

しかしその内容に於てより重視されるのは、それより二年後、文祿二年正月五日秀吉から同じ慶広にあてられた朱印状である。これは、彼慶広が主家である安東氏のきずなを断ち切り、その経済的、政治的基盤を強化しようとして豊臣氏との結合を計り、当時朝鮮役の大本営肥前名護屋にある秀吉の許に、はるばる赴いて下付を受けたものである、すなわち、その内容は

1、松前に渡来する本州の船頭や商人などの土人や和人に対する非分行為を禁止し

2、彼ら船頭、商人などの納入する船役の徴収権を従来 of 如く蠣崎氏に安堵し

3、これらの違犯者は、報告次第秀吉方に於て処罰する

の三項に分類される。

1は、本州商人と土人および和人との商取引過程における商人の不正行為、収奪行為の防止を意図したものであろう。領内の土人及び和人の貢納と彼らとの交易の上に立つていた蠣崎氏にとり、その経済的基盤をつき崩す危険をはらんでいる本州商人の収奪行為を禁止することは、蠣崎氏存立の上から緊要なことであつたからである。

さらに(2)の船役とは、船またはその積荷に対する課税で、一種の関税、交通税である。このような関税は、日本においてこれ以前、鎌倉時代から室町時代にかけて港湾や道路の至る処で徴課され、人の交通や商品の流通をはなだしく阻害していたことは周知の事実である。しかしこれは、商品の全国的流通を企図した織田信長と秀吉によつて強く否定され、ほとんどその跡を留めないほど徹底的に廃止されるに至つたのである。ところがこゝで秀吉はひとり蠣崎氏に対してのみ全く例外的に従来慣習的に有していた船役の徴収権を法的に確認している。これは蠣崎氏が、他の一般封建領主と異なり農業生産に立脚せず、多分に交易に負うという経済構造の特殊性に基ずく止むなき措置であつたのである。しかもこのこ

とは、蠣崎氏が当時すでに本州の商業資本にいかにか深く依存していたかを、物語るものがあるう。

蠣崎慶広が、このような朱印状を必要としたのは、独力で本州商人の非分を停止することもまた船役を徴収することも共に困難、不可能であるという、彼の権力の貧しさを露呈したものに外ならない。

ところが(3)によれば、船役徴収権が法的に保障されながら、その違犯者の処罰は、なおかつ慶広自身によつて断行できず、秀吉の実力、軍事力をたのみとせねばならなかつたのである。この点に本州商人に対する蠣崎氏の力関係の弱さが表現されており、したがつて蠣崎氏の当時の政治的地位は、本州一般の封建大名などよりは、格段に低い土豪的存在であつたといえよう。

慶広が、この時秀吉から得たものには、ほかに本州商人と土人との直接取引の禁止、蝦夷地和人の無断本州渡航を禁止等、いわば蠣崎氏の仲介貿易的機能を喪失せしめるような危険行為を防止した三ヶ条の制書がある。

これは従来、慶長九年（一、六〇四）正月廿七日徳川家康によつてはじめて下付されたものとされているが（以上松前文書）実は、秀吉の文書を、字句もそのまま、家康が安堵したに止つたものゝようである。同文の黒印状が爾後將軍の代替り毎に松前氏に下付さるゝ例となり、幕府と松前氏との封建関係において、幕府の恩給の内容をなす重要文書となるのである。こゝに近世幕藩制度において二百数十の大名中、土地経済に基づかない唯一の藩としての松前藩の経済的性格がよくわかれるのである。

○本稿は旧稿の補訂などの為、引用史料参照書などの一部に遺漏のあることを特記す。

On the Medieval Hokkaido

Tsunezo SHINJYO

It is almost impossible to describe a systematic history of Hokkaido before the 16th century for lack of the materials. Here, however, making the greatest use of the poor materials found till now, we are going to see the political, economical and cultural relations between Hokkaido and the Mainland (HONSHU) from the 13th to the 16th century.